

## 令和4年第9回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月7日(水) 午後2時～午後4時
2. 開催場所 唐津市文化体育館 2階会議室
3. 出席委員

1番 山崎正廣	2番 脇山久利	3番 袈裟丸一彦
5番 宮原敏久	6番 山添 明	8番 三塩政廣
9番 内山敏彦	11番 井上順一	12番 伊藤富幸
13番 石川利恵	14番 峯 政敬	15番 松本耕一
16番 峯 直子	17番 吉田 哲	19番 阿部 太
4. 欠席委員

4番 脇山祐治	7番 川添哲也	18番 宮崎隆広
---------	---------	----------
5. 議事日程
  - ・議事録署名委員の指名
  - ・議案第51号  
農地法第5条の規定による許可申請について
  - ・議案第52号  
農地法第3条の規定による許可申請について
  - ・議案第53号  
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
  - ・議案第54号  
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について
  - ・議案第55号  
空き家等に付随した特例農地の指定申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	橋本 賢明
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	田中 恭子
振興係主査	山崎 友美
振興係職員	山下 綾菜
浜玉分室職員	前田 美穂
巖木分室職員	竹巖 大紀
北波多分室係長	岡本 順二
肥前分室職員	柴田 大地
鎮西分室職員	佐々木 貴浩
七山分室係長	阿賀野 忠司

## 7. 審議の内容

事務局長      それでは定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に議席番号4番脇山祐治委員、7番川添哲也委員、18番宮崎隆広委員から会長宛てに欠席届が提出されておりますので報告いたします。本日の出席委員は15名でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長からご挨拶をお願いいたします。

山崎正廣会長  
(議長)

(会長の挨拶)

それでは、ただいまより令和4年第9回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお本日の議事録署名人に議席番号6番山添明委員、議席番号8番三塩政廣委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。

事務局長      それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第51号農地法第5条の規定による許可申請について8件、議案第52号農地法第3条の規定による許可申請について4件、議案第53号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について3件、議案第54号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について4件、議案第55号空き家等に付随した特例農地の指定申請について1件、計5議案20件でございます。以上ご審議ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。なお個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集

をご覧くださいと思います。また農地転用の案件で、立地基準と許可基準は、農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 　ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第51号から第55号までの5議案20件であります。なお傍聴の方は、自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをしておきます。それではこれより審議を行います。議案集1ページ、議案第51号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 　議案書の1ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は520平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

　許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、貸与証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

　行政関係の手続きについて、道路工事施工、埋蔵文化財発

掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響について、最大50センチメートルの盛土を行い、整地し、東側水路には張りコンクリートを行い、南側も含めてコンクリートブロックを新設、東側は既存分を利用し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内新設の道路側溝を介して北側の新設道路側溝へ流し、汚水も新設の排水設備を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。今事務局から詳しく説明していただきまして、ちょうど〇〇〇〇〇の近くで、2ページの図面を見てもらいますと、隣ももう宅地になって、周りが住宅地になっておって、2日の日に東部調査会で調査をしていただきまして、何ら問題はないということで、皆様の審議のほどをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。(袈裟丸委員「はい。')  
はい。袈裟丸委員。

袈裟丸一彦委員 道路後退とかセットバックとありますが、セットバックと

道路後退というのは同じ内容ですかね。言い方は。それともう1つは、そのセットバックした後の道路に、あれは市に無償で提供するわけですか。地主さんが。その2点をお願いいたします。

農地係・槻木

はい。セットバックと道路後退は同じ意味ととらえていただいて大丈夫です。2つ目の質問は、寄附採納というかたちで市がもらい受けるかたちになるんじゃないかと思います。その申請とかが通常どおりできればという話になるんですけど。

袈裟丸一彦委員

そしたら、土地を持った所有者が無償で提供するということですね。セットバックの分はですね。道路に。

農地係・槻木

そうですね。

袈裟丸一彦委員

はい。わかりました。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。(脇山久利委員「はい。」) はい。脇山委員。

脇山久利委員

2番脇山です。今のセットバックのことで、○のほうも○○で道路のセットバックを無償でということで、一応○のほうで決まっておって、強制じゃないですけど、やっぱりなかなか、もうこれはただでやらんという人も中にはおられます。でも先々を考えると、道路はやっぱりみんなのもので、道路が広くなると土地の価値も上がるということで、狭いだけじゃいかんと。一応○○ではそういうふうにセットバックはお願いしております。

議長

袈裟丸委員よろしいですか。(袈裟丸委員「はい。」) ほかに

ご意見ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集1ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は239平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の4ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、

最大30センチメートルの盛土を行い、整地し、周囲の既存コンクリートブロックを利用し、2区画の中央には、コンクリートブロックを新設し、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に排水設備を新設して、南側の道路側溝へ流し、汚水も新設の排水設備を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。これも先ほどの1番の近くです。もう周りは住宅で、ここ1件だけが残っていたということで、今度宅地にということで申請が出されています。2日の日に東部調査会で調査していただきまして、何ら問題はないということで、皆様の審議のほどよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)



ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集1ページ、整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は726平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、共同住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の7ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の預金通帳の写しおよび融資証明書が添付されています。転用については、令和4年11月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大53センチメートルの盛土、1.27メートルの切土を行い、整地し、南側には縁石を設置、北側にはL型擁壁で土留めを行い、東側は既存、西側にはコンクリートブロックを新設し、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設排水設備を介して南側道路側溝へ流し、汚水も新設排水設備を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる

計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。2日の日に東部調査会で調査をしていただきまして、ここはちょうど私の町内です。農家の跡地で一番奥に畑があって、手前のほうに住宅があったんですけど、(転用事情の詳細) …ということで今度計画されております。何ら問題はないということで、東部調査会から見てもらいました。皆様の審議のほどよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号4番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 議案書の2ページ、整理番号4番について説明します。申

請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は377平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の10ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、11ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、12ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の預金通帳の写し、融資事前審査結果通知書、既存住宅の不動産売買契約書の写しが添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大40センチメートルの盛土を行い、整地し、南側は既存コンクリートブロックを利用し、北、東側にはフェンスを設置し、西側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は新設排水設備を介して西側の道路側溝へ流し、汚水も新設排水設備を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。

許可の基準は1番となっております。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。  
す。

内山敏彦委員 9番内山です。9月2日の日に東部調査会で確認をいたしました。今説明がありましたとおりで、ここはちょうど〇〇の横になりまして、そこだけが空いているかたちになっていまして、何も問題はないだろうということでした。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号5番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号5番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は313平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の

13ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、14ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、15ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額県道用地補償金で、物件移転補償契約書の写しが添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画で、一部ほこら用地に利用されており、そのことについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、南側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は新設排水設備を介して南側の道路側溝へ放流、汚水も新設の合併浄化槽を介して南側道路側溝へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

松本耕一委員 15番松本です。9月3日の日、中部調査会で現地確認を行いました。場所は〇〇〇の〇〇〇〇のすぐ近くの所です。

(転用事情の詳細) …周りも耕作されている所はありません。  
中部調査会では何ら問題ないとのことでした。皆様の慎重審議のほどをよろしく申し上げます。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号6番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号6番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は1,358平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、堆肥小屋です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の16ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、17ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、18ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、令和4年11月に着

手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、南側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は北側水路へ流し、ふん尿はおがくずに吸着させ、堆肥化し、圃場散布させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は2番となっております。

整理番号6番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

松本耕一委員 15番松本です。9月3日の日、中部調査会で現地確認を行いました。場所は、〇〇〇のほうから来る〇〇〇〇の〇〇〇のほうに向かっていくのが、ちょうど申請地の南側の辺に来る予定です。16ページのほうの地図を見てもらってもわかるように、ものすごい斜面の所で、その一番下になりますけれども、荒廃して使えません。北側のほうは荒廃がひどいです。中部調査会のほうでは何ら問題ないとのことでした。皆様の慎重審議のほどをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 3 ページ、整理番号 7 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 3 ページ、整理番号 7 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 2 筆、面積は 1, 2 5 3 平方メートルです。現況は、荒廃地になっております。目的は、太陽光発電設備です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 9 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2 0 ページの字図をご覧ください。ここで訂正をお願いします。(訂正内容の詳細)…。土地利用計画は、2 1 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、北側道路から出入



口とする計画です。排水について、雨水のみで、敷地内に貯水池を設けて自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号7番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

三塩政廣委員 はい。失礼します。8番三塩です。南部調査会のほうで〇〇の川添委員さんが欠席ですので、代わって説明させていただきますと思います。今説明を事務局のほうからしていただきました。9月2日に南部調査会で現地調査を行いまして、場所でございますけれども、〇〇〇の〇〇〇〇から西に2キロから3キロほど行った所の小高い丘の上でございます、海拔150メートルぐらいあるんじゃないかと思っておりますけれども、もとは〇〇畑のようでした。若干荒れておりました。だいたいその辺は日当たりのよい所でございます、太陽光発電についてはいいんじゃないだろうかというお話でございました。別に問題等もありませんでしたので、委員さん方のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集3ページ、整理番号8番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号8番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は、462平方メートルです。現況は、宅地ほかになっております。目的は、宅地拡張および作業場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の22ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、23ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、24ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については、農地法の許可があることを知らずに平成2年頃、自宅近くの畑に作業場、登り窯、平成5年頃、フェンスと擁壁も設置して利用されており、これについての始末書が提出されております。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、東側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水の

みで敷地内で自然地下浸透および越流分は南側の水路へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号8番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

宮原敏久委員 はい。5番宮原です。9月2日に南部調査会で確認をしております。場所は、〇〇〇〇〇の裏を通過して〇〇〇へ通ずる道の、〇〇〇の〇〇〇の〇〇という地区です。ここは〇〇〇の〇〇〇ということでありまして、今回わかったのが、家の下水溝を計画して、それで転用がされていないということがわかったということでの転用申請となっております。調査会では、何も異議はないだろうということしております。皆さんの審議をよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、議案第52号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号1番から整理番号4番までの4件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の4ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件が3件、使用貸借権に関する案件が1件の合計4件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書1ページから2ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

**【議案確認】**

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。ここでしばらく休憩をとりたいと思います。  
3時5分に再開をいたします。

~~~~~○~~~~~

14時55分 休憩

15時05分 再開

~~~~~○~~~~~

議長 それでは会議を再開いたします。議案集5ページ、議案第53号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について（利用権）を議題とします。整理番号1番から整理番号3番までの3件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 それでは説明いたします。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容につきましては、議案書記載のとおりです。権利の種類は、すべて賃借権の設定です。面積は合計で9,096平方メートルです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

**【議案確認】**

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 6 ページ、議案第 5 4 号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について（利用権）を議題とします。整理番号 1 番から議案集 7 ページ、整理番号 4 番までの 4 件について、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、市長より依頼のあった農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について回答をするものです。この農地中間管理機構が同時に権利の設定等を行う集積計画一括方式は、農用地の出し手と受け手の調整が整っている案件につきまして、農用地配分計画によらず、受け手に権利の設定がなされ、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みとなっております。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記

載のとおりです。権利の種類は、すべて賃借権の設定です。  
面積は合計で12,272平方メートルです。計画の内容は、  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たして  
いると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

**【議案確認】**

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集8ページ、議案第55号空き家等に付随した特例農地の指定申請についてを議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 議案書の8ページをご覧ください。農地法第3条では、5反以上耕作しないと農地を取得することができないと規定をされております。しかし、唐津市農業委員会では、空き家に付随した農地については、下限面積を1平方メートルまで下げようとしておりますので、農家の方でなくても空き家に付いた農地を買うことができます。対象となる農地の基準として、空き家に付随した農地であること、その農地が遊休農地であるか、または将来的に遊休農地になる可能性があるか

という条件を作っております。整理番号1番の申請人の住所、氏名、申請農地等については、議案書記載のとおりです。申請地の位置については、資料図をご覧ください。いずれの申請地も空き家に隣接した農地であり、かつ、休耕地であり、買い手がつかなければ、今後も農作物の栽培が行われる見込みがない農地になります。また、空き家バンクに登録されており、9月1日に担当地区委員および事務局職員で現地を確認しています。このことから判定基準のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。以上をもちまして、議案第51号8件、議案第52号4件、議案第53号3件、議案第54号4件、議案第55号1件、計5議案20件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。長時間にわたり慎重なご審議をいただきまして、ありがとうございました。